

一當町の外他所より罷出る川越のものも、問屋相定、川越之もの入時ハ、川ばたに番之者を付可
相改之事、

右條々於令違背者、雖後日相聞、穿鑿之上、可被處嚴科候也、

寛文五年九月日

〔徳川禁令考三十五〕
〔渡船場〕寛文六年六月廿二日

船渡場高札

定

一從前々有來渡船無懈怠出之、晝夜不相滯様ニ可勤之事、

一往還之輩繁多之時は、不殘船を出し、人馬荷物等入情可渡之奉公人之外、船賃を出す輩江猥ニ
申懸御定之外、賃錢多く取べからざる事、

一荷物付ながら、馬を船へのすべからざる事、

右條々於令違輩は、後日ニ相聞といふとも、御穿鑿之上、可被處嚴科者也、

寛文六年六月廿二日

奉行

〔大成令四〕
〔高札〕馬入川高札

條々

一役船如前々彌無懈怠出之、晝夜可相勤事、

一往還人多時はよせ船を出し、人馬荷物等無滯入精可渡之奉公人之外、船賃出ス輩も人壹人十
文荷物壹駄貳拾貳文、乘掛荷は十六文可取之、此定之外賃錢多不可取事、

一荷物附ながら、馬を船にのすべからざる事、

右之條々於令違背は、後日相聞といふとも、穿鑿之上、可被處嚴科者也、